

〔株式投資信託〕

項 目	内 容
	<b>投資信託は、ファンドごとに商品内容が異なりますので、お申込みにあたっては「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。 (インターネット取引においては、画面上で電子交付しています)</b>
1. 商品名	株式投資信託
2. 販売対象	制限ありません。 (インターネット取引は満20歳以上の個人のお客さまに限りです。よって「ジュニアNISA口座」はご選択いただけません)
3. 信託期間	無期限のファンドと信託期間の定めがあるファンドがあります。
4. 購入方法 (1) 取扱ファンド (2) 購入口座  (3) 申込受付 (4) 購入単位 (5) 取得日 (6) 購入価額	<p>当行取り扱いのファンドは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。お預け入れについては、「非課税口座」(「NISA」、「つみたてNISA」、「ジュニアNISA」)、「特定口座」、「一般口座」のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>※「非課税口座」をご選択する場合は、別途要件がございます(詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください)。</p> <p>※「つみたてNISA」は定時定額買付サービスによる購入の場合のみご選択いただけます。</p> <p>※「ジュニアNISA」は未成年の方のみご選択いただけます。</p> <p>毎営業日お申し込みできます。ただし、海外市場の休場等により翌営業日の取り扱いになるファンドもあります。</p> <p>ファンドごとに異なります。</p> <p>購入申込受付日または購入申込受付日の翌営業日が取得日になります。また、一部特定日を定めてあるファンドもあります。</p> <p>購入申込受付日または購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。</p> <p>※窓口取引とインターネット取引では取り扱うファンド、購入口座の選択、取引金額、口数の単位、購入時手数料等は異なる場合があります。インターネット取引の商品内容についてはホームページ等でご確認ください。</p>
5. 受渡方法	投資信託受益権振替決済口座は当行で管理します。
6. 決算日	毎年1～12回、各ファンドごと定められています。
7. 収益分配金	<p>【累積投資コース】各ファンドの毎決算時に分配され、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。</p> <p>【一般コース】各ファンドの毎決算時に分配され、お客さまの指定預金口座に入金されます。税金はお客さまの指定預金口座より引落しされます。</p> <p>※窓口で受付ける場合は【累積投資コース】のみとなります。</p>
8. 換金方法 (1) 換金受付 (2) 換金単位 (3) 換金価額 (4) 換金代金の取り扱い	<p>毎営業日受け付けします。</p> <p>ただし、海外市場の休場等により翌営業日の取り扱いになるファンドもあります。</p> <p>ファンドごとに異なります。</p> <p>換金申込受付日または換金申込受付日の翌営業日の基準価額になります。</p> <p>換金申込受付日から起算して4～7営業日以降に指定預金口座に入金します。</p>
9. 手数料 (1) 購入時手数料 (2) 換金手数料 (3) 信託財産留保額 (4) 信託報酬 (5) その他費用	<p>当行取り扱いファンドにおける手数料および料率はファンドごとに異なりますので、各ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」またはホームページ等でご確認ください。</p> <p>最大3.85%(消費税込み)</p> <p>購入時にかかる手数料です。購入価額に各ファンドごと決められた料率で算出します。購入時手数料は同一のファンドでも窓口取引とインターネット取引では異なる場合があります。</p> <p>ありません。</p> <p>最大0.5%</p> <p>純資産総額に対して最大 年率2.42%(消費税込み)</p> <p>ファンドの運用や管理の対価として、信託期間中にかかる費用です。各ファンドごと決められた料率で算出し、信託財産から差し引かれます。</p> <p>監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用 等</p>

(次頁へ続く)

項 目	内 容
10. 課税方法	収益分配金(普通分配金)に対して、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が源泉徴収されます。換金または償還に関する譲渡益に対して、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。 ※地方税は個人のお客さまのみ
11. インターネットによる投資信託口座開設の受付	満20歳以上75歳未満の個人のお客さま インターネットで開設受付する投資信託口座は特定口座のみとします。 ※当行の本支店で投資信託口座を開設済の場合、新たに開設することはできません。 ※「非課税口座」(「NISA」「つみたてNISA」)も同時にお申込みできます。
12. 重要事項について	①投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ②投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ③元本が保証されている商品ではありません。 ④投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。 ⑤A.「主な投資対象が国内の株式(債券)であるファンドの場合」 組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら株式(債券)の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 B.「主な投資対象が株式・債券にわたり、かつ国内・海外の資産に投資するファンドの場合」 組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら発行者の信用状況の悪化、さらに為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 ⑥投資信託は当行がお申込みの取り扱いを行い、投信会社が設定・運用を行います。 ※各ファンドごとにリスクは異なりますので、詳細は「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」をご覧ください。
13. その他参考となる事項	①当行取り扱いのファンドでは、マル優のお取り扱いはできません。 ②非課税制度の「NISA」では毎年上限120万円、「つみたてNISA」(定時定額買付サービスのみ)では毎年上限40万円、「ジュニアNISA」(未成年の方のみ)では毎年上限80万円の非課税枠を利用した投資ができます(当行で取扱う公募株式投資信託が対象となります。また「つみたてNISA」は別途当行で取扱う対象商品を定めています(詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください))。 ③購入資金は、お申込み時にお預りいたします。 ④一旦成立した取引は、取り消すことができません(金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません)。 ⑤通帳・証書はなく、取引報告書、取引残高報告書等を郵送または法令に則った電磁的方法による閲覧提供により交付します(取引や残高などをご確認ください)。 ⑥ファンドの決算ごとに運用報告書を郵送または法令に則った電磁的方法による閲覧提供により交付します。 ⑦換金等によりファンドの受益権総口数が一定の口数を下回った場合は、信託期間の途中で信託を終了することがあります。
14. 当行の苦情処理措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 ①全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109 または03-5252-3772 ②証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号0120-64-5005

商号等 株式会社静岡銀行 登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号  
本社所在地 〒420-8760 静岡市葵区呉服町1丁目10番地  
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会